

5 隣接する学校種の免許状を取得する方法

(1) 中学校教諭の経験年数を利用し、1種免許状を取得する場合

所要資格		高	別表 8
授与を受けようとする免許状 注1		高等学校教諭1種免許状	
有することが必要な免許状		中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く。)	
経験年数 注3		3年以上	
		必要単位数	
最低修得単位数 注2	各教科の指導法に関する科目 注4		2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	事項 生徒指導の理論及び方法 ----- 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ----- 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項を含み 2 単 位
	小 計		4
	高等学校の「大学が独自に設定する科目」 注5		8
	計		12

注1 授与を受けようとする免許状の教科については下表を参照すること。

注2 最低修得単位数は、中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）取得後に修得した単位とする。
高等学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注3 中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）取得後に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての経験年数3年を要する。
なお、この「経験年数」と「有することが必要な免許状」の免許教科は同じでなければならない。

注4 「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。

注5 「大学が独自に設定する科目」は取得しようとする学校種、教科に応じた科目を修得する。なお、地理歴史、公民、情報、工業、家庭の教科を取得する場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」から取得すべき科目が定められているので、次頁の表を参照すること。

※ 高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。

有している中学校教諭の普通免許状 (2種免許状を除く。)の教科の種類	授与を受けようとする高等学校 教諭1種免許状の教科の種類
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに 応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごと に 応ずるものとする。）
宗教	宗教

注5 高等学校の「大学が独自に設定する科目」について

次の表に掲げる教科を取得する場合の「大学が独自に設定する科目」の必要単位数（8単位）については、高別表1（教科）に掲げる「教科に関する専門的事項に関する科目」の法定科目を含めて修得することが要件となりますので留意してください。

有している中学校教諭の普通免許状（2種免許状を除く。）の教科の種類	授与を受けようとする高等学校教諭1種免許状の教科の種類	高等学校の「教科に関する専門的事項に関する科目」（高別表1（教科））	
社 会	地 理 歴 史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌	4科目のうち、1以上の科目について1単位以上
社 会	公 民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	3科目のうち、1以上の科目について1単位以上
技 術	情 報	情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） 情報と職業	それぞれの科目について1単位以上
技 術	工 業	工業の関係科目 職業指導	それぞれの科目について2単位以上
家 庭	家 庭	住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・家庭機械・情報処理	それぞれの科目について1単位以上
<p>注 「教科に関する専門的事項に関する科目」のうち、次のとおり記載されている内容に注意して修得すること。</p> <p>(1) 「○○、△△、××」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。 ※ 修得例…「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の場合、「 」内のいずれか1以上の科目を修得する。</p> <p>(2) ○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。 ※ 修得例…人文地理学・自然地理学の場合、両方の科目を修得する。</p> <p>(3) (○○を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 ※ 修得例…法律学（国際法を含む。）の場合、()内の内容を含めて修得する。</p>			

(2) 中学校教諭の経験年数(3年以上)に加えて、高等学校の助教諭等の経験年数を利用して、1種免許状を取得する場合

所要資格			高 施行規則第18条の2			
授与を受けようとする免許状			高等学校教諭1種免許状			注1 最低修得単位数は、中学校教諭普通免許状取得後に修得した単位とする。 高等学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得すること。
有することが必要な免許状			中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く。)			
経験年数 注2 (平成28年4月1日以降のものに限る)			0年	1年	2年	注2 中学校教諭普通免許状取得後に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての職のいずれかの経験年数3年に加えて、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部における助教諭又は講師の職での経験がある場合、その経験年数に応じて、1年につき3単位ずつ軽減されていき、最大6単位まで軽減される。 なお、この「経験年数」と「有することが必要な免許状」の免許教科は同じでなければならない。
最低修得単位数	各教科の指導法に関する科目 注3		2	1	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	2	1	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	小 計		4	3	2	
高等学校の「大学が独自に設定する科目」 注4		8	6	4		
計			12	9	6	
注1			注3 「各教科の指導法に関する科目」は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。			
			注4 「大学が独自に設定する科目」は、取得しようとする学校種、教科に応じた科目を修得する。なお、地理歴史、公民、情報、工業、家庭の教科を取得する場合は、「教科に関する専門的事項に関する科目」から取得すべき科目が定められているので、73ページの表を参照すること。			